

庄内広域水道企業団企業管理規程第16号

庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長 佐藤

聡

庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第3条—第10条）

第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）

第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第13条—第18条）

第5章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団給水条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第30号。以下「条例」という。）第13条第1項の指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「省令」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第3条 条例第13条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定事業者として指定を受けようとする者は、省令に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

（2）庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

（3）給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

（4）事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、省令に定められた様式第2によるものとする。

(指定の基準)

第4条 企業長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新の申請)

第5条 第3条第1項の指定の更新を受けようとする指定事業者は、その期間の満了の日の1月前までに申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(指定事業者証の交付)

第6条 企業長は、第3条第1項(前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の指定を行ったときは、速やかに指定事業者(以下「指定事業者」という。)に庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者証(以下「指定事業者証」という。)を交付する。

2 指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を企業長に返納するものとする。

3 指定事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定事業者証を企業長に提出するものとする。

4 指定事業者は、指定事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水

装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に省令に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて企業長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更のときは、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更のときは、省令に定められている様式第2による第4条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、省令に定められた様式第11による届出書を企業長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 企業長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第4条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第17条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第18条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当するときに、指定事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、企業長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度公示するものとする。

- (1) 第3条の規定により指定事業者を指定したとき。
- (2) 第7条の規定により、指定事業者から給水装置工事の事業を廃止、休止又は再開

の届出があったとき。

(3) 第8条の規定により指定事業者の指定を取り消したとき。

(4) 前条の規定により指定事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が令第6条に定める基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとするとき、配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定事業者は、第3条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、省令に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を企業長に届け出なければならない。

4 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定事業者は、次に掲げる給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに、前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するときに、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 企業団の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(工事申込み)

第14条 指定事業者は、給水装置工事の申込みを受けたときは、工事申込書に当該指定事業者及びその主任技術者が記名の上、あらかじめ企業長に提出しなければならない。

(設計審査)

第15条 指定事業者は、条例第13条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書により、あらかじめ企業長に申請しなければならない。

(工事検査)

第16条 指定事業者は、条例第13条第2項に規定する工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書にしゅん工図面を添付し、企業長に申請しなければならない。

2 地下に埋設する工事等のしゅん工検査で、その状況を確認することが困難なものは、あらかじめ企業長に申し出て、工事施行の際中間検査を受けなければならない。

3 指定事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて企業長の検査を受けなければならない。

4 指定事業者は、工事の検査後であっても、企業長の許可がない限り開栓することができない。

5 指定事業者は、水道の一時使用に設置した給水装置に新設した給水装置を接続しようとするときは、事前に企業長の工事検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第17条 企業長は指定事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者

に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該行為を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 企業長は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(審査委員会の設置)

第19条 企業長は、次の事項に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(1) 第8条の規定による指定の取消し

(2) 第9条の規定による指定の停止

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市指定給水装置工事事業者規程（平成17年鶴岡市企業管理規程第21号）、酒田市指定給水装置工事事業者規程（平成17年酒田市企業管理規程第21号）又は庄内町指定給水装置工事事業者規則（平成17年庄内町規則第109号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行の際現に水道事業の統合前の鶴岡市指定給水装置工事事業者規程、酒田市指定給水装置工事事業者規程又は庄内町指定給水装置工事事業者規則のいずれかの規定により指定（以下「旧指定」という。）を受けている指定事業者は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）に第3条第1項に規定する指定（以下「新指定」という。）を受けたものとみなす。

4 前項の規定により新指定を受けたものとみなされる者に係る指定の有効期間は、第3条第1項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。ただし、複数の市町村長から旧指定を受けている場合は、施行日におけるその者に係る旧指定の有効期間の残存期間が最も遅い旧指定の残存期間と同一の期間とする。